

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 11 第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 1 日塩田東部土地改良区の連携管理保全計画を認可した。

令和 8 年 7 月 14 日

佐賀県知事      山      口      祥      義